

# 西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—異本注記の有無について— (八)

本稿は左記の拙論の続編である。

- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二)〕  
〔鶴見大学紀要〕第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二二)〕  
〔鶴見大学文化研究所紀要〕第15号 平成22年4月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (三二)〕  
〔鶴見大学紀要〕第48号 第一部 日本語・日本文学編 平成23年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (四)〕  
〔鶴見大学紀要〕第48号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成23年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (五)〕  
〔鶴見大学紀要〕第49号 第一部 日本語・日本文学編 平成24年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (六)〕  
〔鶴見大学紀要〕第49号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成24年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (七)〕  
〔鶴見大学紀要〕第50号 第一部 日本語・日本文学編 平成25年3月(刊行予定)

## 40、「シイ本」(20ウ)

資料 B-36

| 高山寺本                            | 西念寺本  | 観智院本   |
|---------------------------------|---|--|
| 修<br>ナラフイタルハルツツク<br>ヒラクナカシ 後正シヤ | 修<br>上カフヒラクカサレ修正<br>音考オオサムツクルハ<br>ナラフイタルハルツツク<br>ヒラクナカシ | 修<br>上カフヒラクカサレ修正<br>イタルハルツツクナラフ<br>ヒラクナカシ 修正<br>シヤ |
| 20オ                             | 20ウ   | 仏上37   |

資料 B-36 の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表 B-36-a に観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

小林 恭 治

表 B-36-a

| 高山寺本  | 西念寺本  | 観智院本  |
|---|---|---|
| ①音考<br>②オサム<br>③ツクル<br>④ツトム<br>⑤オコナフ<br>⑥ナラフ<br>⑦イタルハル<br>⑧ツク<br>⑨カフ<br>⑩シタカフ<br>⑪ヒラク<br>⑫ナカシ<br>⑬修正<br>⑭シヤ | ①音考<br>②オサム<br>③ツクル<br>④ツトム<br>⑤オコナフ<br>⑥ナラフ<br>⑦イタルハル<br>⑧ツク<br>⑨カフ<br>⑩シタカフ<br>⑪ヒラク<br>⑫ナカシ<br>⑬修正<br>⑭シヤ | ①音考<br>②オサム<br>③ツクル<br>④ツトム<br>⑤オコナフ<br>⑥ナラフ<br>⑦イタルハル<br>⑧ツク<br>⑨カフ<br>⑩シタカフ<br>⑪ヒラク<br>⑫ナカシ<br>⑬修正<br>⑭シヤ |

表B-36-aを見ると、西念寺本の標出漢字「修」の⑮「シイ本」という注記が観智院本に見えないことがわかる。鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるが、この⑮「シイ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

ところで、西念寺本の⑮「シイ本」の直前の⑭「クフ部」という注記は意味不明である。そこで、これに対応する各写本の注記の状況を、表B-36-aにより確認すると、観智院本で⑭「シイ部」、高山寺本で⑭「在シ部」とあることがわかる。それら観智院本・高山寺本の注記は、同じ内容を示したものと考えられ、ともに、文字列として、その言語表現に破綻がなく、理解可能であるので、西念寺本の⑭「クフ部」の方が誤記であり、観智院本の⑭「シイ部」、高山寺本の⑭「在シ部」の方が正しいと思われる。

右のことから、西念寺本の⑭「クフ部」の「クフ」は、字画の類似から、「シ」の一画目と二画目の《シ》をカタカナの「ク」、三画目の《フ》をカタカナの「フ」と誤認したものと推察される。恐らくは、転写を重ねる過程で、「シ」の字画を書き崩したことで、連綿線が出現し、カタカナの「ク」「フ」の列記と見紛うような『シ』を記した写本が成立し、それをさらに転写する際に、書き崩された『シ』を「ク」「フ」の二文字と誤解したことで、西念寺本の⑭「クフ部」という記述が誕生したものと考える。

これにより、西念寺本の⑮「シイ本」は、直前の⑭「クフ部」の「クフ」に対して付されたもので、『クフ部』の「クフ」が異本では『シ』と記されている」の意を示した異本注記であると推測され、標出漢字「修」の項目の十四番目の注記としては、異本の方が、現存の西念寺本よりも正確な記述がなされていたと考えられる。

さて、右のように、西念寺本の異本注記⑮「シイ本」の意味するところは、容易に推測されるが、そもそも、西念寺本の異本の言う『シ部』、そして、観智院本の⑭「シイ部」、高山寺本の⑭「在シ部」が具体的に意味するところは何か。記述としては、それらの中で、高山寺本の⑭「在シ部」が、「在」一文字分ではあるが詳しく、また、高山寺本自体の成立が、観智院本・西念寺本よりも早いと考えられるので、仮に、「在シ部」が本来の形であったとすると、「在シ部」は「シ部に在り」の意と解される。

しかし、「シ」の部は、西念寺本・高山寺本・鎮国守国神社本においては佚文であるので、「シ」の部を有する観智院本によって、「シ部に在り」の具体的な意味内容について考察することとすると、その解釈について、まず、

〔第1案〕標出漢字「修」の項目は、名義抄の「シ」部にも記載がある。と考えることは、最も自然な発想であると思われる。

すなわち、資料B-36が、「イ」部に記されている現況からすれば、「シ部に在り」とは、「イ」部に分類されている観智院本の標出漢字「修」と同じ標出漢字の項目が、「シ」部にも記載されているの意であると考えられるが、しかし、観智院本の仏下本の第廿六「シ」部に、標出漢字「修」の項目の記載は見られないのである。この「シ」部に、相当する記述がないという現状を、観智院本の成立に至るまでの転写作業における事故、脱漏であると考えられることもあり得ないわけではないが、ここでは、現状を、そのまま認めることとし、この〔第1案〕を不可とする。

とすると、先に、観智院本の⑭「シイ部」、高山寺本の⑭「在シ部」という記述について、「文字列として、その言語表現に破綻がなく、理解可能である」と述べたが、それはあくまで、表面的には破綻がないというレベルであり、名義抄の注記としての体系的な整合性ということになると、何が「シ部に在り」のか、何の「シ部に在り」のかということについては、わからないということになる。そこで、以下、「シ部に在り」の具体的な指示内容について、漢和辞典の体系的整合性という視点から考察したいと思う。

なお、「シ」の部以外にも、写本によって佚文の問題があるので、ここから便宜的に、完本である観智院本の用例を中心に考察を進めることとする。

さて、周知のことであるが、観智院本類聚名義抄の篇目の、いわゆる凡例とも言うべき解説の記述に、「立篇者源依玉篇」とあり、また、「篇中聚字者私所為也印字雖在入部失字雖在手部依難知為大部等也自餘字准可知之」とあることから、名義抄の部首立ては、玉篇を「源」としているものの、個々の標出漢字の所在については、検索の便を考慮して、適宜、所属部首を変更しているケースが存在する。

とすれば、ここでの各写本における「在シ部」等の注記も、標出漢字の所属部首の変更、すなわち、玉篇では「シ」部であったものを、名義抄では「イ」部へ移動させたということに関するものである可能性が考えられる。そこで、「シ部に在り」の解釈としては、

〔第2案〕標出漢字「修」の項目は、名義抄では「イ」部に配属されているが、

資料 B-37

| 観智院本                                 |           |                                      |   |
|--------------------------------------|-----------|--------------------------------------|---|
| 第廿六「シ」                               | 第二「イ」     | 第一「人」<br>b                           | 第一「人」<br>a  |
| 修<br>シ<br>ヲ<br>サ<br>ム<br>ツ<br>ク<br>ル | 修<br>(中略) | 修<br>ミ<br>ヲ<br>サ<br>ム<br>カ<br>キ<br>ル | 修<br>可<br>見<br>イ<br>部<br>ツ<br>ク<br>ル<br>カ<br>サ<br>ル<br>シ<br>ヲ<br>サ<br>ム<br>ツ<br>ク<br>ル<br>カ<br>キ<br>ル |
| 仏下本 32                               | 仏上 37     | 仏上 6                                 | 仏上 5・6  |

の意である可能性が考えられる。  
しかし、玉篇においては、偏の字画を《イ》とした「修」の項目については、「シ」部に確認されるものの、偏を《イ》にしたものは「シ」部に見えないのである。ゆえに、この「第2案」も不可となる。<sup>(13)</sup>  
となると、篇目の「立篇者源依玉篇」「篇中聚字者」等の、標出漢字の所属部首の変更に関わる記述と、資料 B-36 の項目は無関係ということになり、この項目においては、玉篇との関係はないということになってしまいが、即断は避けて、今暫く、玉篇との関係の可能性を残して考えていきたいと思う。  
まずは、ここで問題になっている「部首」という点から考えてみると、資料 B-36 における各写本の標出漢字は、「イ」部に配されていることから、当然のことながら、どれも偏の字画を《イ》にしているが、そもそも、例えば「修」という漢字の成り立ちを考えると、《イ》の箇所は、《イ》でなくてはならないと思われる。<sup>(14)</sup> ゆえに、玉篇に見える《イ》の字画の「修」字の方が原初的な字画で、《イ》としている名義抄の資料 B-36 の項目の標出漢字の方が後に派生した字体であろうと考えられる。とすれば、例えば、《イ》の字画を《イ》とする標出漢字の項目が名義抄側にも存在し、その標出漢字が玉篇と関係しているのではないかということが期待される。  
そこで、観智院本において、資料 B-36 の標出漢字「修」の別の字体と思われる漢字で、《シ》の字画に関わる標出漢字を探索したところ、資料 B-37 に示すように、名義抄においては、「人」「イ」「シ」の三部首において、(1) (4) の、四項目が設置されていることがわかった。<sup>(15)</sup> なお、考察の便宜上、資料 B-36 の項目を(3)として再掲したが、その注記の挙例については末尾の「シ」以外を省略した。

玉篇では「シ」部に分類されている。

表 B-37-a

| 玉篇「シ」 | 第廿六「シ」      | 第二「イ」      | 第一「人」<br>b       | 第一「人」<br>a       | 観智院本 | 西念寺本 | 高山寺本 | 鎮国守国神社本          |
|-------|-------------|------------|------------------|------------------|------|------|------|------------------|
|       | 修<br>仏下本 32 | 修<br>仏上 37 | 修<br>仏上 6        | 修<br>仏上 5        |      |      |      |                  |
|       | (佚文)        | 修<br>20ウ   | (佚文)             | 修<br>4ウ          |      |      |      | 修<br>(修イ)<br>上2ウ |
|       | (佚文)        | 修<br>20オ   | 修<br>4ウ          | 修<br>4ウ          |      |      |      | 修<br>(修イ)<br>上2ウ |
|       | (佚文)        | (佚文)       | 修<br>(修イ)<br>上2ウ | 修<br>(修イ)<br>上2ウ |      |      |      |                  |

資料 B-37 の(1) (4) の要点について、次にまとめた。  
(1) 第一「人」部に、隣の右上部の字画を《イ》、右下部を《シ》とする標出漢字「修」の項目(仏上 5・6)があり、「可見イ部」「ヲサム」「ヲコナフ」「ツクル」「カサル」「カキル」の注記を有する。  
(2) 第一「人」部に、隣の右上部の字画を《イ》、右下部を《シ》とする標出漢字「修」の項目(仏上 6)があり、「ヲサム」「カキル」の注記を有する。  
(3) 第二「イ」部に、資料 B-36 の標出漢字「修」の項目(仏上 37)があり、14個の注記を有し、それら注記の末尾に⑭「シ」がある。<sup>(16)</sup>  
(4) 第廿六「シ」部に、偏の字画を《イ》、隣の右上部を《イ》とする標出漢字「修」の項目(仏下本 32)が存し、「ヲサム」「ツクル」の二つの注記を有する。<sup>(17)</sup>  
そして、資料 B-37 の(1) (4) の標出漢字の字画を比較対照するために、観智院本の標出漢字の字体と、それに対応する各写本の標出漢字を、玉篇のものとして、表 B-37-a にまとめた。また、鎮国守国神社本には標出漢字に対する異本注記が見られるので、それらについては( )内に示した。



まず、資料B-37の〈2〉の「修」の項目は、実際には、〈1〉の「修」の項目の後に〈1〉の熟字項目「一理」を挟んで連続して記されているので、〈1〉に対する異体字項目として位置づけられているものと考えられる。例えば、〈1〉の標出漢字「修」に対する異体字としての相違点としては、傍の右上部の字画の《久》と《久》の相違よりも、その下部の字画の《ミ》と《ミ》とする点を問題としているとは思われるが、いずれにしても〈1〉と〈2〉の標出漢字の字体の相違は、部首レベルの問題ではないものと考ええる。

また、〈2〉の鎮国守国神社本には、異本注記「修イ」の記載があり、その「修イ」の「修」字についても、同じ〈2〉の高山寺本の「修」字との字形の類似が認められ、鎮国守国神社本の異本と高山寺本との間に関係性が認められるが、表B-37-aに示した〈3〉の「イ」部、〈4〉の「ミ」部における各写本の標出漢字とは、鎮国守国神社本の異本との関連がなさそうである。

さらに、〈2〉の項目の注記には、部首や異体字の問題に関わる注記は見られないことなども総合して考えると、〈2〉の項目については、〈1〉に付属した項目として理解し、ここでの、部首の相違による異体字の問題とは直接的に関わらないと考え、以後の考察では、特に取り立てないこととする。

さて、表B-37-aを見ると、玉篇の「ミ」部に配されている「修」と、〈1〉の観智院本の標出漢字が、同じ字体であることがわかる。そこで、〈1〉の観智院本に対応する名義抄の各写本の標出漢字の様子を見ると、西念寺本では項目自体が佚文だが、高山寺本は傍の右部分の字画を《久》に《ミ》とする「修」としており、鎮国守国神社本はその字画を《久》とする「修」であるが、この鎮国守国神社本には、傍の右下部分を《ミ》として高山寺本と同字とする異本注記「修イ」がある。

また、資料B-37の〈1〉の観智院本の標出漢字「修」の冒頭注記「可見イ部」は、「標出漢字『修』の『イ』の字画を『イ』とする異体字の項目が、『イ』部にあるので、それを参照せよ」の意と解釈される。その「イ」部の異体字の項目とは、ここでの状況からして、〈3〉の項目を示しているものと思われる。その〈3〉の項目は、資料B-36に示したように、〈1〉から〈4〉の中で最も注記数が多く、漢字注記、カタカナ注記の配置の問題なども、⑬「修正」、⑭「シト」を除けば、一項目としての体裁が、〈1〉や〈4〉の項目よりも調っている。

〈4〉の観智院本の標出漢字「修」は、「ミ」部に配されているところから、玉篇と全く同じ字画を有する字体であって欲しいところであるが、観智院本で

は、傍の右上部の字画を《久》としており、玉篇で《久》としていることは相違する。これについては、名義抄、玉篇ともに、伝本上の個性という問題を考慮する必要を認めざるを得ないが、《久》と《久》の相違は、部分的に字画が異なるとは言うものの、全体としては極めて類似した字画・運筆であるところから、書写時の筆勢次第で、どちらにも表記され得るのではないかとも思われる。とすれば、ここで両者について厳密な区別をする必要がないようにも思われ、〈1〉の観智院本の「人」部の「修」字と、〈4〉の「ミ」部の「修」字は、名義抄において、本来、同じ標出漢字として項目立てされていたという可能性を考えてもよいと思う。

以上の〈1〉から〈4〉の状況と、それらに対する理解を踏まえて、まず、考えられるのは、本件に関わる名義抄の各項目の成立過程において、次の「作業A」と「作業B」が実行されたのではないかという仮説である。

「作業A」名義抄の標出漢字「修（＝修）」の項目は、玉篇で「修」が「ミ」部に分類されていたことに基づいて、当初、第廿六「ミ」部に記載するという作業がなされた。

「作業B」名義抄の第廿六「ミ」部に記載された標出漢字「修（＝修）」の項目は、その後、検索の便を考慮し、第一「人」部に移動するという作業がなされた。

「作業A」は〈4〉の項目の成立を、「作業B」は〈1〉の項目の成立を、それぞれ意味する。本件に関わる名義抄の編集作業の過程において、「修（＝修）」項目は、編集方針を原則的に玉篇の部首分類によっていたため、当初、第廿六「ミ」部に配されていたが、偏の字画が《イ》であったところから、後に、検索の便を考慮して、「人」部への移動がなされたものと推測する。現状において、第廿六「ミ」部に〈4〉の「修」項目が存するのは、「作業B」実施の際、移動前の〈4〉の項目を削除しなかったことによるものと考えられる。

また、〈4〉の項目の「ヲサム」「ツクル」の二注記については、〈1〉の項目へと引き継がれたが、「可見イ部」「ヲコナフ」「カサル」「カキル」の四注記については、「作業B」、もしくは「作業B」の後に、〈1〉の項目において増補されたと考ええる。

そして、特に「可見イ部」を追記した作業を「作業C」とする。

「作業C」〈1〉の標出漢字「修」の項目において、〈3〉の「イ」部の標出漢字「修」の項目との関係を示すために「可見イ部」の注記を付した。

「可見イ部」の注記を増補するには、名義抄の「イ」部に関連項目が存在していることが前提となる。そして、先にも述べたように、その関連項目を〈3〉の「イ」部の標出漢字「修」の項目と推定することは自然なことと思われる。

そこで、名義抄編集作業における用例の収集には、当然のことながら、資料によって時間的な前後関係が生じることが想像されるが、資料が出揃った段階での編集作業としてならば、「作業B」と「作業C」が同時期の作業で成立することも可能である。〈1〉の項目の「可見イ部」の注記が、各注記の末尾でなく、第一注記であることには、様々な解釈が可能であるが、その一つとして、「作業B」と「作業C」が同時期の編集計画によるもので、〈1〉と〈3〉が異体字の関係であることを、予め認識していたために、「可見イ部」を冒頭に記入できたと考えれば自然なように思われる。

次に、〈3〉の「イ」部の標出漢字「修」の項目の末尾の⑭「シヅ」について考察する。

玉篇の「イ」部に関連項目が見えないことから、〈3〉の標出漢字「修」は、玉篇とは別の資料から採取されたもので、その点で、〈3〉の項目は、〈4〉や〈1〉の項目とは別の理由から成立した項目であるように思われる。にもかかわらず、〈4〉の項目との関連を促すような⑭「シヅ」の注記が存するのはなぜであろうか。

それについては、標出漢字「修」の出自が不明ではあるが、〈3〉の標出漢字を用例として収集する際の資料に、標出漢字と同時に⑭「シヅ」に相当する注記が記されていた可能性も考えられる。しかしながら、各種資料によって名義抄が形作られる当初であるにもかかわらず、漢字注記である⑭「シヅ」が項目の末尾に記されているのは、名義抄として不体裁である。とすれば、通常であれば、⑭「シヅ」は、標出漢字「修」の項目において、その他の注記が採録された後に、追記されたものと考えたいところではある。

しかし、ここで、観智院本の⑭「シヅ」に対する高山寺本の例を、資料B-36によって、改めて見直してみると、高山寺本の⑭「在シ部」は、その直前の

⑬「□<sub>正</sub>」の「正」の左に、「正」字と同様に、その他の注記よりもやや小字で記されており、⑭「在シ部」は、字体注記「正」とともに⑬「□<sub>正</sub>」の「□」の注記であるかのように記されていることに気づく。

この点から、高山寺本の⑬「□<sub>正</sub>」と⑭「在シ部」は、それぞれが独立した標出漢字「修」の注記ではなく、⑬の「□」字を標出漢字とし、割注として⑬の「正」と⑭「在シ部」の記述を有する一つの項目として記されているのではないかと推測される。すなわち、⑬「□<sub>正</sub>」と⑭「在シ部」の記述全体が一つの項目として扱われるべきもので、⑬「□<sub>正</sub>」と⑭「在シ部」と、その周辺の記述と同筆と思われるところからすれば、現高山寺本成立以前の写本の段階で、一項目として増補されたものだったのではないかと考えられる。

この、高山寺本の⑬「□<sub>正</sub>」と⑭「在シ部」に相当する記述において、資料B-36の観智院本・西念寺本では、全く状況が異なっているが、高山寺本の成立が観智院本・西念寺本よりも古いとする立場からは、この高山寺本の記載状況を優先すべきではないかと思われる。

この資料B-36の高山寺本の⑬「□<sub>正</sub>」の「□」字は、隣の字画の右下部に虫損しているために、表B-36-aの作成時には「□」と表記したが、資料B-36に示したように、その残存部の状態から、偏は《イ》、その右に《一》、そして、隣の右の部分は、上部の字画が《彡》であるところまでは容易に確認できる。その下の部分が虫損箇所であるのだが、さらにその虫損部の下を見ると、そこにわずかであるが、右斜め下へ向かう「、」のような字画が存在しているように見える。

以上の点にしたがって、高山寺本の⑬「□<sub>正</sub>」の「□」字を復元したものを表B-36-bに示した。なお、その虫損箇所については《一》で示した。

また、字画の状況や、表B-36-aに示した項目内の注記配列の順番からすれば、高山寺本の⑬「□<sub>正</sub>」の「□」字は、観智院本の⑬「修<sub>正</sub>」の「修」、西念寺本の⑬「修<sub>正</sub>」の⑬「修」字に相当すると考えられるので、写本相互の字画の状況を確認するため、それらについても表B-36-bに示した。

表 B-36-b

|   |   |                             |                             |
|---|---|-----------------------------|-----------------------------|
|   | 高山寺本⑬「□ <sub>正</sub> 」の「□」字<br><small>虫損部をこした</small> | 観智院本⑬「修 <sub>正</sub> 」の「修」字 | 西念寺本⑬「修 <sub>正</sub> 」の「修」字 |
| 修 |   |                             |                             |
| 修 |   |                             |                             |
| 修 |   |                             |                             |

そこで、以後の考察においては、表B-36-1bにしたがい、表B-36-aの高山寺本で⑬「□<sub>正</sub>」とした「□」字を「修」字で表記することとする。

さて、表B-36-1bを見ると、高山寺本の⑬「修<sub>正</sub>」の「修」字は、観智院本の⑬「修<sub>正</sub>」の「修」と、非常に類似した字画の漢字であったのではないかと推測される。一瞥して気づく相違点としては、高山寺本の「修」字の隣の右上部が《彡》であるのに対して、観智院本の「修」字では一画目と二画目が交差して《彡》となっているくらいである。

それに対して、西念寺本の⑬「修<sub>正</sub>」の「修」字は、真ん中の《一》がなく、傍の上部が《彡》となっており、高山寺本・観智院本のものとは字画の差異が大きいように思われる。高山寺本・観智院本のような字画の漢字が本来の字体に近いものとすれば、西念寺本の「修」字は、現西念寺本に至るまでの転写の過程で大きく変化してしまった結果ということになるが、よく見ると、《彡》の字画は、《彡》からの変化は著しく見えるが、《彡》や《彡》の字画構成から考えれば、それほど飛躍した変形でもなく、写本の系統を考える上では、留意したいところである。

ところで、この一項目として成立していると考えられる高山寺本の⑬「修<sub>正</sub>」と⑭「在<sub>多</sub>部」の記載状況が、増補された当初の状況を示しているのだとすると、資料B-36の観智院本の⑭「多<sub>部</sub>」および西念寺本の⑭「クフ部」が、独立した一つの注記であるかのように記されている状況は、おそらく、観智院本と西念寺本の共通の祖本が成立するまでの系統上の、ある転写作業において、高山寺本の⑬「修<sub>正</sub>」に相当する記述から、⑭「在<sub>多</sub>部」に相当する記述が引き離され、他の注記と同様に大書されることで成立したものと推測される。

しかし、高山寺本の⑭「在<sub>多</sub>部」が、⑬「修<sub>正</sub>」の「正」と同レベルの注記であるとする、ここまでの本稿における「多<sub>部</sub>に在り」についての考察は、根本的に再考を要することとなる。

すなわち、資料B-36の、高山寺本の⑬「修<sub>正</sub>」と⑭「在<sub>多</sub>部」の記載状況が、一つの項目を増補した際に、小書された結果であるということであれば、⑭「在<sub>多</sub>部」に対する「多<sub>部</sub>に在り」の具体的な解釈としては、

〔第3案〕資料B-36の高山寺本の項目の⑬「修<sub>正</sub>」の「修」字は、『多<sub>部</sub>」に所属している。

ということになる。

そして、高山寺本の⑬「修<sub>正</sub>」の「修」字について、その虫損部を考慮した上で、「修」字に相当する可能性が高いと思われる漢字を探したところ、しかしながら、やはり、名義抄の観智院本の「多<sub>部</sub>」にも、また玉篇の「多<sub>部</sub>」にも、それに相当しそうな標出漢字を見つけることはできないのである。

状況を整理すると、まず、資料B-36の高山寺本における⑬「修<sub>正</sub>」と⑭「在<sub>多</sub>部」の記載状況が、本来の形であったとすると、それは、⑬「修」を標出漢字とし、割注として⑬の「正」と⑭「在<sub>多</sub>部」を有する一つの項目が増補されているように見える。

それにしたがえば、増補者としては、⑬「修<sub>正</sub>」の「正」という字体注記により、⑬の「修」字の方を正字と考えて、資料B-36の高山寺本の標出漢字「修」の方は正字体ではないと考えていたことになる。とすれば、増補者の構想としては、例えば、将来、清書などの作業をする際には、標出漢字「修」の項目と、その正字体と考える⑬の「修」字を標出漢字とする項目の、二つを列記することを予定していたのではないかと推察する。

そして、この⑬の「修」字の項目の増補が、どの段階で行われたのかは、もちろん不明であるが、標出漢字「修」項目の空いたスペースに小字で記されていることからすれば、増補が行われたのは、名義抄の極初期の写本ではなく、現高山寺本の状況に近い写本が成立した後のことであろうと思われる。

しかし、資料B-36の高山寺本の標出漢字「修」に対して、⑬の「修」字を「正」とする資料が、編集の初期の段階に収集されていなかったというのも奇妙な話ではある。そして、その点に、⑬の「修」字に相当する漢字を名義抄の「多<sub>部</sub>」や玉篇に見つけられない理由が存するのではないかと考える。すなわち、⑬の「修」字を正字とする記載がある出典自体が、その他の文献よりも比較的新しい成立のものであったか、もしくは、特殊な事情で入手困難な文献であったのではないかと推察される。

一方、観智院本や西念寺本において、高山寺本の⑭「在<sub>多</sub>部」に相当する観智院本の⑭「多<sub>部</sub>」と西念寺本の⑭「クフ部」の記述が、独立した一つの注記であるかのように記されるようになった経緯については、次のような六段階の展開があったものと考えられる。

〔1〕名義抄における増補者が、既存の資料B-36の標出漢字「修」に対する正字「修」の存在を確認する。その出典において⑬の「正」と⑭「在<sub>多</sub>部」に相当する記述が既に存在していたかどうかは不明。



〔2〕『正』と『在彡部』の記述を割注で有する標出漢字『修』字の項目の増補を企画するが、既存の写本に記入するスペースがないことにより、一時的に標出漢字『修』の項目の末尾に、項目全体を小書きで追記する。

〔3〕追記された標出漢字『修』字の項目が、標出漢字「修」の注記の一部であるかのように見えるために、小書きのまま転写される。

〔4〕小書きされた標出漢字『修』字よりも、さらに小書きする必要がある『正』と『在彡部』において、小書きできずに『正』の左に『在彡部』を記入するスペースが取れなくなる事態が発生し、やむなく、『在彡部』を小字右寄せで『正』の下方のスペースに記入する。

〔5〕〔4〕により移動した『在彡部』が、他の注記と同様に大書されるようになる。資料B136の標出漢字「修」に相当する標出漢字に対する注記として理解される。

〔6〕〔5〕により大書された『在彡部』が標出漢字『修』と『正』から間隔をとる。

資料B136の様子からすれば、〔3〕の段階を示しているのが高山寺本、〔4〕が、観智院本と西念寺本の共通の祖本が成立するまでのある段階の写本、〔5〕が西念寺本の系統、〔6〕が観智院本の段階であろうと考える。なお、〔5〕の成立もしくは成立後に、『彡』を「フク」と誤記する現西念寺本の状況が発生する。また、西念寺本の異本が〔2〕以下のどの段階であるかは不明である。

高山寺本を〔2〕ではなく〔3〕の段階とするのは、追記された⑬「修」字の項目が、標出漢字「修」の項目を含む当該頁のものと同筆と考えられることによる。〔3〕の段階で、増補された標出漢字『修』字の項目自体が、いずれ、清書の際には大書されて一項目として独立するはずであったことは忘れられていくことになる。「転写される」としたが、複数回なされたかどうかは不明である。

西念寺本の系統を〔5〕とし、観智院本を〔6〕としたのは、資料B136の様子から、西念寺本の⑭「クフ部」は充分に大書されているが、⑬「修」

の間隔が観智院本のように不自然には開いておらず、一方、観智院本の⑬「修」と⑭「クフ」の間隔は著しく離れていることによる。その位置関係からすれば、観智院本の利用者において、⑬「修」と⑭「クフ」の、増補時の関係に気づくことは、もはやあり得なくなると思われる。

さて、〔1〕で、「その出典において⑬の『正』と⑭『在彡部』に相当する記述が既に存在していたかどうかは不明」としたが、例えば、出典において既に、資料B136の高山寺本のように、⑬の「修」字に相当する漢字を標出漢字とする項目に、「正」と⑭「在彡部」に相当する注記を割注で記している状況が存在していたならば、その出典は、やはり、部首分類体の漢字字書のようなものである可能性が高いから、⑭「在彡部」の「彡部」とは、その出典における『彡部』であることになる。

しかし、『在彡部』と引用した以上、当時の名義抄の『彡部』にも対応する記述を追記しておく必要があったはずだが、観智院本に、それが確認されないのは、『彡部』における追記を失念した、もしくは追記の必要性自体に気づかなかったということが考えられる。これは、⑭「在彡部」に相当する記述が、⑬「修」に相当する記述とは別の資料を出典とする場合でも同様である。

いずれにしても、観智院本の「彡」部に、高山寺本の⑬の「修」字に相当する標出漢字の項目が見えないことで、名義抄としては記述内容の整合性が損なわれることになるはずだが、しかし、名義抄の「彡」部に、高山寺本の⑬の「修」字に相当する標出漢字の項目が存在しないという現状が、⑭「在彡部」に対する新たな解釈を許してしまうことも考えられる。すなわち、右の観智院本や高山寺本の状況にしがえば、「彡部に在り」の解釈として、

〔第4案〕⑬「修」の「修」字の項目は、従来の部首分類では「彡」部に分類される。

ということが考えられる。

いわゆる「修」字に関わる異体字の一群において、それらの部首分類は、「かつて『彡部』であった」という情報のみが伝承されていたということはないだろうか。その伝承過程においては、情報源が玉篇であることや、玉篇掲載の標出漢字がどのようなものであったなどは、省みられないという状況が成立していたのではないか。そして、この伝承とは別に、一群における正字の概念が形成され、名義抄という辞典の編集過程で、それらの情報が集合したのではない

かと考える。そのため、高山寺本の⑬「修正」の「修」字が正字とされながらも、玉篇に類似の字体のものすら見られない結果になっているのではないだろうか。

「従来の部首分類」という概念は曖昧すぎるが、玉篇に代表される漢字文化史上の分類とまで意識できるかどうかは、現在のところわからない。

ここまで推測を重ねること自体にも問題がないわけではない。やはり、「多部に在り」の解釈としては、「第3案」が本来の指示する内容で、それが、名義抄の「多」部に標出漢字⑬の「修」字に相当する項目が見えないことで破綻しているというところで留めるのが、明確な結論を得られない考察の現状からは穏当かもしれない。すべては今後の課題となる。

最後に、資料B-36の項目に関わる、〈1〉〜〈4〉の項目の立て方を考えると、「作業A」により、玉篇に依って「多」部に配した〈4〉に対して、「イ」の字画を有することから、その検索の便を考慮して「作業B」を実施して、「人」部に〈1〉を成立させたのであれば、項目相互の関係としては、名義抄としては、〈1〉の項目が重視されるべきところである。事実、〈1〉には熟字項目「理」と、異体字項目の〈2〉が付随しており、〈1〉を中心とした項目のまとまりを見ることが出来る。

しかし、注記の数からすれば、資料B-36で紹介した「イ」部の〈3〉の項目が最も多く、〈1〉自身に「可見イ部」とあることも、〈3〉を重視していることがうかがえる。また、高山寺本の⑬「修正」にあるように、《イ》の字画を有するものが「正」字であると考えられている点からも、《イ》の字画の〈1〉の立場は微妙になってくる。

〈1〉や〈4〉の項目が、玉篇との関係から生まれたと見られるのに対し、〈3〉の項目は、別途、篇を《イ》とする字体が正字と考える強い風潮から生まれた項目なのではないかと考える。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

## 注記

(118) (5)の諸橋氏の『大漢和辞典』には、「人」部では、721番「修」と、その「修」字から真中の縦画《一》を除いた716番「修」がある。また、「イ」部では、10188番「修」があり、出典の『川篇』に「修同修」とあるが『川篇』の詳細については未詳。さらに、「肉」部では、2635番「脩」があり、諸橋氏は、721番「修」と「別字であるが、通用する」とする。しかし、本項目では、傍の右下部の字画が「多」部に関わる漢字を考察の対象とするので、《多》の箇所を「肉」部の《月》とする「脩」に関連する漢字については原則的に触れないこととする。

(119) 西念寺本の⑭「クフ部」が、本来は「多」部と記されていたものだったとすると、現西念寺本の⑭「クフ部」の状態に対して、筆者が当該箇所を「クフ」と認識しているのは、筆者の個人的な解釈の問題で、実際の記載状況は「クフ」のように見えないこともない」という程度なのではないかという疑いも自省しなくてはならない。しかし、ここでは資料B-36に示したとおり、カタカナの「ク」、カタカナの「フ」が記されていることが明瞭で、筆の勢いなどの問題はなく、解釈に「ゆれ」が生じるような曖昧な点はないものと考ええる。

(120) (4) 参照。

(121) 参考までに、宝菩提院本(倉島節尚『宝菩提院本類聚名義抄』大正大学出版会 平成14年10月)には「多」部(40〜41頁)が存するが、そこにも観智院本の「修」に相当する標出漢字の項目の記載は見えない。

(122) 篇目における配列に関する記述については、酒井憲二「類聚名義抄の字順と部首配列」(山田忠雄『本邦辞書史論叢』三省堂 昭和42年2月)に諸説を踏まえた考察がある。なお、この篇目自体が、観智院本独自のものであるのかなど、篇目成立の事情には不明な点が存するため、ここでは、「立篇者源依玉篇」の方針を、観智院本のみ限定したものとせず、全改編本系名義抄写本における姿勢として広く考えることとし、名義抄の各写本の成立時期と、篇目の記述の成立時期の関係には触れないこととする。

(123) 玉篇は、『大廣益會玉篇』(中華書局出版 1985年7月)の張氏澤存堂本の複製本によった。その巻第五・多部・第六十二(篇上五十五ウ)に、「修」字の項目が見え、「胥遊切治也書云六/府三事孔修説文云/飾/也」の注記を有するが、《イ》の字画の標出漢字は「多」部に一字も見当たらない。なお、その「修」字は、(5)の『大漢和辞典』721番の「修」字において傍の右上部を《多》としている字画を《多》とする。また、玉篇の巻第十・イ部・一百十九(篇上九十四オ〜九十五オ)には、今回の問題と関連しそうな標出漢字の項目が見えない。となると、西念寺本の異本の「多」部、観智院本の⑭「多」部、高山寺本の⑭「在多」部の記述自体に誤りがあるという可能性も考えら



れるが、現在のところ、西念寺本の⑭「クフ部」の「クフ」を候補とする以外に、誤記によって「彡」と記されそうな文字・記号の類を推測できないが、「クフ」では意味不明となることに疑いはないので、ここでは注記自体の記述を疑わないこととする。

- (124) (25) の藤堂明保氏の「修」の項目の「解字」に「攸は、人の背中にさらさらと細く水を注いで行水させるさまを示す(中略)修は「彡(飾り) + 攸(細長い)」の会意文字」とあり、白川静氏の「字統 普及版」(平凡社 平成6年3月)の「修」の項目には「会意」で「攸と彡とに従う。攸は人の後ろから水をかけて洗う形で、沐する意」とあることから、「修」字の成り立ちが、「人」の義と関わることは間違いないようである。とすると、その字画としては、《イ》ではなく《イ》であるのが、本来の字体と考えられ、《イ》とする字体の方が後に派生した形であろうと思われる。

- (125) ここでは、基本的に標出漢字の字画を問題とするので、その他の写本との比較対照の際には、標出漢字の字画に関わらない記述への言及を一部省略する。また、(118)に述べたように、隣の右下部が《彡》の字画に関するものを対象としているので、「肉」部の《月》を字画とする「脩」字の異体字と考えられるものが、「人」部(仏上6)、「イ」部(仏上37)で確認されるが、それらも考察対象から除外した。ちなみに、(123)の玉篇では、「脩」の項目を、巻第七・肉部・第八十一(篇上七十四才)に記載している。

(126) その他の注記については資料B-36を参照。

- (127) 《4》の字体は(5)の『大漢和辞典』の721番「修」と同字。参考までに、(121)の宝菩提院本(41頁)に《4》に相当する記述が見える。標出漢字の字画については、部首としても《イ》で記されて、観智院本と同字体であるように思われるが、厳密には、観智院本で、隣の右上部を《爻》として、いわゆる「ノブン」としているのに対して、宝菩提院本では、当該箇所を《爻》として、1画目の《ノ》の終筆部の下から2画目の横画《一》が起筆されているように見える。これについては、宝菩提院本の方を運筆上の勢いの結果と考え、《爻》を記そうとして、《爻》となったと解することも可能と思われる、相違を問題としないこととした。

- (128) 鎮国守国神社本の異本注記と高山寺本との関係については、武市真弘「三宝類字集の和訓の傍書について」(『宇部短期大学学術報告』第14号 昭和53年1月)、山本秀人「蓮成院本類聚名義抄の『イ』本注記について」(『鎌倉時代語研究』第11輯 昭和63年8月)に考察がある。

- (129) 《1》の観智院本の標出漢字は、実際には虫損の多い箇所であるが、資料B-37においては、特に問題がないと思われる箇所については虫損箇所の指摘を省略した。問題となるのは隣の右下部の《彡》の字画であるが、残存箇所から《彡》であったことが十分に推測される。

- (130) 実際には、《1》の鎮国守国神社本の異本注記「修イ」の「修」字の《爻》の1画目の《ノ》の終筆部に近い箇所に、虫損が存しており、字体の解釈上、(127)の観智院本と宝菩提院本の相違と同じ問題が発生する可能性があるが、(127)と同様に、ここでは《爻》と《爻》の相違を問題とせず、仮に《爻》の「修」字で表した。

- (131) 表B-37aの《1》の鎮国守国神社本では、隣の右下部の字画を《久》とする標出漢字「修」に対して、それを《彡》とする異本注記が存しており、鎮国守国神社本の異本対照者は、その相違を問題としている。しかし、この《彡》と《久》の相違を、異体字として弁別するポイントとどうかについては、やはり、各写本における転写時の書写担当者によって「ゆれ」が存するものと思われる。例えば、表B-37-aの《3》の場合、観智院本では隣の右下部の字画を《久》とするものの、西念寺本では《彡》とし、高山寺本では《彡》としている。そして、《3》の高山寺本において、隣の右下部の字画を《彡》として、標出漢字を「修」としていることは、隣の右上部の字画の《爻》と《爻》の相違を除けば、隣の《1》の観智院本の「修」と同じ字画であると考えられるから、《1》の「可見イ部」が《3》の項目を示していると考えられるのは無理のない推測と考える。なお、《爻》と《爻》の2画目の起筆部の相違については、観智院本の仏上の書写担当者の場合には、類似の字画を有する別の標出漢字においても、水平に送筆する横画を記しているのか、それとも直前の字画の終筆部から続く連続線なのか、判別が困難なケースがあることも稀ではないように思われる。

- (132) 参考までに、異体字として認識されていた漢字における字画の相違のポイントは何かという点について、干祿字書(杉本つとむ『改訂増補漢字入門』干祿字書)とその考察『早稲田大学出版会 昭和60年4月 49頁』には、「修」字と「脩」字の対比のみが記されて、《爻》《爻》および《爻》などの字画の相違は問題とされていない。また、龍龕手鑑においては、(97)の高麗版では、巻第一・人部第二、巻第四・イ部第十七、巻第一・イ部第五十四のいずれにも関連項目の記載が見えない。(11)の宋版でも、巻第一・人部第二、巻第四・イ部第十七、巻第一・イ部第五十四のいずれにも関連項目の記載が見えない。しかし、(98)の朝鮮版では、巻第一・人部第二(22丁ウ)に、隣の右上部を《爻》とする「修」があり、ここでは隣の左部の《一》がない「修」字と「脩」の三字を標出漢字とする項目が列記されているが、隣の上部の字画を争点としていない。そして、巻第八・イ部第十八、巻第三・イ部第五十四には関連項目が見えない。因に、(13)の長島氏は、宋本の龍龕手鑑には、「イ」「イ」「彡」のいずれの部首にも「修」字と関連する項目を示していない。とすれば、名義抄の「修」字の部首が「彡」部から「イ」部へ移動したのは朝鮮版龍龕手鑑の影響もゼロではないのかもしれないが、ここでは部首移動に関わる影響について、玉篇との関係以上のものを

指摘できないので、部首分類における龍龜手鑑の影響については触れないこととする。なお、標出漢字の字体における朝鮮版との関係については、本稿における第33項「脩イ」(資料B-29)の考察の際にも触れている。

(133) 周知のことであるが、観智院本では、同じ標出漢字が別の部首にも見られるというケースが他にも存する。とすれば、検索の便を考慮して、玉篇とは異なる部首に項目を移動する際には、玉篇による分類を尊重して、玉篇と同じ部首に配された項目を削除せず、生かしておく方針だったのかもしれない。これについての検証は今後の課題とする。また、この「項目の移動」の概念についても、移動前の、玉篇に基づいた「作業A」の段階までの写本が、実際に成立していたのかは不明と言わざるを得ない。すなわち、「作業A」は、名義抄編集構想時の予備作業で、実際には「作業A」と「作業B」が同時期の作業において行われた可能性もある。

(134) とすると、(1)の標出漢字「修」の項目は、「作業B」によって誕生したのではなく、(3)の「イ」部の標出漢字「修」の項目から、その異体字の項目として誕生したという可能性も考えられないこともない。先に述べたように、玉篇の「イ」部に、(3)の「修」を標出漢字とする項目が見えないことからすれば、「作業C」は、玉篇と名義抄との間の部首分類問題とは無関係で、玉篇は、注記「可見イ部」の出典ではなく、(3)の「修」字とも無関係と考えられる。例えば、それにより、(1)の項目の成立が、玉篇と関連する「作業B」によったものではない場合には、名義抄における(1)の項目の成立時において、玉篇以外で(1)の項目の出典となった資料に、すでに「可見イ部」の記述が存していた可能性もある。その場合、「可見イ部」の注記は、「イ」部に異体字の関連項目が存在していることを認識していないと記入が不可能であるから、出典としては、部首分類された漢字字典などが想定される。しかし、現在のところ、同字と考えられる(4)と(1)の標出漢字の項目が同時に存在している状況については、「作業B」によるものであると考えないと説明できず、また、今回の《多》の字画を有する標出漢字に関わりそうなもので、「人」偏と「イ」偏の二つの部首に、異体字の関係の項目を有するような項目を記載する部首分類の漢字字典などの資料を推測できないので、現段階においては、(3)の「イ」部の標出漢字「修」の出所は不明であるものの、(1)の項目の成立は「作業B」と「作業C」によってなされたと考えたい。

また、「作業B」が実施された際に、「シ」部に(4)の「修」字の項目を残してきたのであれば、(1)の「修」の項目の「可見イ部」の「イ」は「シ」の誤記ではないかという発想もあり得る。実際に《多》を《久》と表記する異体字も見られる点からすれば、本来、「可見イ部」の「イ」字の記載状況が、例えば「久」と記されていて、本来、「シ」部を示すものであったものが、後に「久」を「イ」と誤解したのだというケース

も考慮したいところではあるが、(3)の「イ」部に標出漢字「修」の項目が実在することから、このケースは留保せざるを得ない。

(135) 観智院本において、注記の冒頭に、別の部首の参照を促す注記が存する例は、この他にも見られる。例えば、「人」部の例としては、標出漢字「信」(仏上32)の項目の第一注記に「言部」とする例があるが、これについて、高山寺本(19ウ)では、標出漢字「信」字の右に「在言部」とあることから、本来、「在言部」は、観智院本のように注記の冒頭にはなく、後の増補であるかのように標出漢字の右脇に付されていたものと考えられる。それからすれば、今回の「可見イ部」のケースも、本来は注記の冒頭にはなく、標出漢字の右側などに記されて、後の増補であるとの疑いも生ずる。しかし、本稿での挙例は省略するが、資料B-37の(1)に示した観智院本に対して、高山寺本(4ウ)・鎮国守国神社本(上2ウ)でも、ともに「可見イ部」が注記の冒頭に記されており、また、「可見イ部」と「在言部」という表現の相違もあることから、「可見イ部」は「在言部」などの例とは別次元の記述であると考えてよいと思われる。

(136) (4) 参照。  
(137) 参考までに、(89)の白河本字鏡集、寛元本字鏡集、天文本字鏡鈔に、字画が類似する標出漢字が見えるので紹介する。所属部首はいずれも「イ」部である。

| 天文本             | 寛元本            | 白河本             |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 修               | 修              | 修               |
| 卷6「イ」部<br>1136頁 | 卷6「イ」部<br>876頁 | 卷18「イ」部<br>888頁 |

(138) 篇を《イ》とする字体を正字と考える風潮が存在したのではないかと考える根拠について、参考までに、管見に入った用例を紹介する。

|                |
|----------------|
| 篆隸万象名義<br>高山寺本 |
| 修              |
| 「シ」部<br>第2帖25ウ |

篆隸万象名義では、「シ」部に分類されて《イ》となっている用例が見える。「シ」部に分類されている点は、やはり玉篇にしたがったものと考えられる。「シ」部に分類するという情報源については、篆隸万象名義からの可能性も考えてもよいかもしれない。

なお、篆隸万象名義は、高山寺典籍文書綜合調査団『高山寺古辞書資料第二』（高山寺資料叢書第6冊 東京大学出版会 昭和52年3月）による。

| 新撰字鏡・天治本              |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 修                     | 修                     |
| 「イ」部<br>第99<br>卷9・24オ | 「イ」部<br>第11<br>卷1・28ウ |

(101)の新撰字鏡においては、『イ』と『イ』の両方の例が見られ、「イ」部に分類された例が見える。

| 新訳華嚴経音義私記・小川本 |      |      |      |
|---------------|------|------|------|
| 皆妙脩修供         | 阿修羅  | 修辟   | 修    |
| 98-4          | 51-1 | 35-5 | 25-3 |

新訳華嚴経音義私記（古辞書音義集成第1巻『新訳華嚴経音義私記』汲古書院 昭和53年5月の注記対象字句索引）で「見出し語」の語句に出現する「修」を検索し、表の4例を得たが、いずれも偏を『イ』としている。  
色葉字類抄で、資料B-36の項目に記載されたカタカナ注記に関する用例を検索したところ、「ツクル」「ヲコナフ」「ツクロヒナラス」「ナカシ」の語に、「修」字に関わる用例を得たが、いずれも偏を『イ』としている。なお、色葉字類抄の黒川本については、中田祝夫・峯岸明「色葉字類抄研究並びに総合索引・影印編・黒川本」（風間書房 昭和52年8月）を使用し、前田本については、(32)のものを使用した。

|             |             |             |               |           |
|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------|
| ナカシ         | ツクロヒナラス     | ヲコナフ        | ツクル           |           |
| (佚文)        | (佚文)        | 修邁<br>上84オ6 | 修(行)<br>上84オ5 | 色葉字類抄・前田本 |
| 長脩<br>中36オ5 | 修直<br>中28ウ5 | 修邁<br>上67オ8 | 修(行)<br>上67オ8 | 色葉字類抄・黒本本 |

また、偏の字画を『イ』とするか『イ』とするかを含めて、「修」字の異体字の実例を広く知るために、『漢字字体規範データベース』（同・編纂委員会 <http://jao-iroz.jp/HNG/>）で、「修」字を入力して単漢字検索を試みた（平成24年11月6日現在）ところ、1「修」（大漢和辞典721番）と2「脩」（大漢和辞典835番）に関する用例が検出された。これは、このデータベース（HNG）では、「字義が共通する場合のみ同字種と見なす」という方針により、「修」は「脩」に統合されている（岡崎裕剛「HNGにおける字種・字体の認識と異体処理」石塚晴通編『漢字字体史研究』勉誠出版 平成24年11月 110頁）ためである。これはもちろん「脩」から検索した場合も同じ結果となる。本稿では隣の右下部を『多』とする字体を考察対象としているので、隣の下部を『月』とする用例を対象としない。そこで、HNGの検索結果では、1「修」に21資料、2「脩」に83資料が検出されたが、それぞれから「脩」に関する資料(A)「修」8資料、「脩」50資料を外した。そして、その他、画像が暗くて字体を確認できないもの(B)「脩」1資料（資料番号70「金剛大教」）と、画像が表示されないもの(C)「修」2資料（資料番号100「駿河群書」、118「宋本玉篇」）、「脩」2資料（「修」と同）については、考察の対象から外した。以上により残された資料から、偏を『イ』とする資料(D)が、1「修」に9資料、2「脩」に27資料、偏を『イ』とする資料(E)が、1「修」に2資料、2「脩」に3資料、存することが確認された。



「修」字と「脩」字を同字義として統合したのであれば、1「修」と2「脩」の検索結果は同じになるのではないかと思われるが、ここでは、異体字の実例の確認が目的であり、《多》の字画のものが、1「修」と2「脩」のどちらに分類されているかは問題としないので、その点には触れないこととする。ちなみに、44「宋般若京」、54「清版華嚴」、79「親鸞無量」においては、1「修」と2「脩」に用例が見え、その漢字の使用数が同じになっているが、三つの資料のいずれも表示される画像が異なっているように見える。

そうした状況を認識した上で、次に、1「修」と2「脩」において、④偏が《イ》、⑤偏が《イ》の資料について、それらの画像に基づいて、字体を「I」から「XI」に分類し、一覧表を作成した。

| 2<br>「脩」 | 1<br>「修」 |            |
|----------|----------|------------|
| 83       | 21       | 検索結果の資料数   |
| 50       | 8        | ④《月》に関する例  |
| 1        | 0        | ⑤画像が暗く見えない |
| 2        | 2        | ⑥画像の表示がない  |
| 27       | 9        | ⑦偏が《イ》     |
| 3        | 2        | ⑧偏が《イ》     |
| 30       | 11       | ⑦⑧と⑧の合計数   |

|   |      | 中国   | 朝鮮  | 周辺地域   | 日本   |
|---|------|--|---|--|--|
| ④ | I    | 修<br>●52光武帝紀・P・南宋版・12C末(1200) [4]<br>▼28花嚴守屋・M・則天 [6]<br>▼42京博金殿・P・北宋版 [5]<br>▼47東禪思慶・P・北宋版・元符三年(1100) [237]<br>▼49華嚴孔目・P・南宋版・紹興十六年(1146) [21]   | ▼109元華嚴京・M・高麗・至元二十八年(1291) [31]                       | ▼112和寧花67-M・大和寧(渤海?)・9-10C(950) [1]  | ●94勅版孝経・P・江戸初・慶長四年(1599) [4]<br>▼89春日般若・P・鎌倉・13C(1300) [2]<br>▼90薬師功德・M・室町・応永十九年(1412) [8]<br>▼94勅版孝経・P・江戸初・慶長四年(1599) [4] |
|   | II   | 修<br>●43宋宝藏京・M・宋写治平元年(1064) [1]<br>●44宋般若京・M・宋写・元祐五年(1090) [36]<br>▼44宋般若京・M・宋写・元祐五年(1090) [36]  | ●109元華嚴京・M・高麗・至元二十八年(1291) [31]                       | ▼113和寧花68-M・大和寧(渤海?)・9-10C(950) [1]  | ▼82佛説大教・M・院政・12C(1200) [1]   |
|   | III  | 脩<br>▼41開宝十誦・P・北宋版(開宝藏)・開宝七年(974) [9]  | ▼108初麗論5・P・韓国資料・11C(1100) [3]                         |  |  |
|   | IV   | 修<br>●37開成論語・P・開成石経・開成二年(837) [1]<br>●54清版華嚴・P・清版本・康熙七年(1668) [31]<br>▼46通典卷一・P・北宋版 [3]<br>▼50西夏法華・P・西夏版・人慶六年(1149) [11]<br>▼51法藏和尚・P・南宋版・紹興十九年(1149) [8]<br>▼54清版華嚴・P・清版本・康熙七年(1668) [31] | ●116契丹華嚴・P・契丹版 [20]<br>▼110再麗華6・P・韓国資料・13C(1300) [16] |  | ●119干祿文化・P・江戸後・文化十四(1817) [1]<br>▼90薬師功德・M・室町・応永十九年(1412) [1]  |
|   | V    | 修  |   | ▼111大和寧6-M・大和寧(渤海?)・9-10C(950) [16]<br>▼113和寧花68-M・大和寧(渤海?)・9-10C(950) [10]  | ▼68景雲悲芬・M・奈良・神護景雲二年(768) [6]   |
|   | VI   | 修  |   | ▼112和寧花67-M・大和寧(渤海?)・9-10C(950) [42]<br>▼113和寧花68-M・大和寧(渤海?)・9-10C(950) [16] |  |
|   | VII  | 脩  |   | ▼107古麗華20・P・韓国資料・10C(1000) [1]   |  |
|   | VIII | [人偏の草書体]   |   |  | ▼83華嚴信種・M・鎌倉・承久三年(1221) [37]   |
| ⑤ | IX   | 修  |   |  | ▼72大教勤修・M・平安・永承五(1050) [3]<br>▼84教行信証・M・鎌倉・元仁元年(1224) [18]   |
|   | X    | 脩  |   |  | ●74大教因研・M・平安 [11]  |
|   | XI   | 脩  |   |  | ●79親鸞無量・M・鎌倉・13世紀初頭(1200) [8]<br>▼79親鸞無量・M・鎌倉・13世紀初頭(1200) [8]   |

右の表の「●」は、1「修」の用例として表示されたH資料。「▼」は、2「脩」の用例として表示された30資料を示し、両者の区別の後は、資料番号順に配列した。資料に関する情報については、HNGのトップページの記載に基づき、資料番号、略称、地域、種別、分類、年紀の順に示した。詳細はHNGのホームページを参照されたい。各資料の末尾の「1」の数字は使用数である。

なお、「Ⅷ」の資料番号83の「華嚴信種」の用例は、表示された画像が偏を《イ》としていることは確認できるものの、傍の字画を草体化して、楷書時の字画を推測できないので、「I」〜「Ⅶ」と区別した。

一覧表により、偏を《イ》とし、傍の右下部の字画を《彡》とするのは、いずれも日本の資料であることがわかる。(118)に示したように、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』に、出典の『川篇』が未詳の1019番「修」の例があるので、《イ》を偏とする字体が日本独自のものとは言えないことになるが、1「修」の異体字で偏を《イ》とする例が珍しくないのは日本の特徴と言えそうな気もする。ここでは示さなかったが、HNGの検索結果で、2「脩」の異体字には早くから中国の用例に《イ》の例が見られるので、「修」字で偏を《イ》とするようになるのは、「修」と「脩」が日常的に混用されるようになることで、「脩」字の偏を《イ》にすることがあり得ることを知る人物が、例えば、「修」字の「正字」の偏は《イ》であると類推することがあり得るのではないかと考える。そして、こうした類推により、資料B-37の(3)の「イ」部の例、つまりは資料B-36の項目が生まれた可能性もある。

また、V「修」・VI「修」・VII「脩」の字体は、資料B-36の高山寺本の⑬「脩正」の「脩」字の傍の右上部が類似するし、(137)で参考とした白河本字鏡集、寛元本字鏡集、天文本字鏡抄のものとも類似する。これらが「朝鮮」および「周辺地域」とした地域で生じた字画であったとするならば、それらの日本への流入と、《イ》とするものを「正字」と類推する日本の環境が、資料B-36の高山寺本の⑬「脩正」の「脩」字のような字体を生んだのではないかと考えたいところではある。

最後に、日本の古辞書・音義関係の資料においては、早くから《イ》とする用例が見え、《イ》とする方が珍しいものであるかのようにある。しかし、平成の時代に生きた現代人においては、「修」という漢字の偏は《イ》であって、《イ》とすることは、通常あり得ない。日本における、この奇妙な現状については、さらなる用例収集を必要とする。いわゆる俗字は略体字であることが多いという一般的なイメージから、一旦、人目に触れた《イ》の字体は、《イ》よりも画数が多いという理由から、「正字」であるかのような誤解が生まれ、定着してしまったのではないだろうか。それが現代日本において、なぜ《イ》に戻ってしまったのかと言え、それは康熙字典(『康熙字典』同文書局原

版 中華書局香港分局 1988年1月)の、「人」部八画に「修」字があることによるのではないかと想像しているが、全ては用例の博搜を課題とする。今後の課題とする。